

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部評価委員会細則（平成21年医学部細則第1－5号）第7条第2項の規定に基づき、教育評価専門委員会、研究評価専門委員会及び運営等評価専門委員会に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 各評価専門委員会は、次の各号の細分に掲げる委員をもって、構成する。

(1) 教育評価専門委員会

- ア 医学科長
- イ 附属医学教育センターの主担当の教員
- ウ 医学科の教員 2人
- エ 看護学科の教員 1人
- オ 先進医療科学科の教員 1人
- カ 医学・病院事務部学務課長
- キ その他学部長が必要と認めた者 若干人

(2) 研究評価専門委員会

- ア 副学部長（研究担当）
- イ 医学科の教員 2人
- ウ 看護学科の教員 1人
- エ 先進医療科学科の教員 1人
- オ 医学・病院事務部経営戦略課長
- カ その他学部長が必要と認めた者 若干人

(3) 運営等評価専門委員会

- ア 副学部長（研究担当）
- イ 医学科の教員 2人
- ウ 看護学科の教員 1人
- エ 先進医療科学科の教員 1人
- オ 医学・病院事務部総務課長
- カ その他学部長が必要と認めた者 若干人

2 前項各号の細分の委員（職指定の委員を除く。）は、学部長が任命する。

(任期)

第3条 前条第2項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 各評価専門委員会に委員長を置き、医学科長又は副学部長をもって充てる。

2 委員長は、当該評価専門委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 各評価専門委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 各評価専門委員会の事務は、次の各号に掲げる課において処理する。

- (1) 教育評価専門委員会 医学・病院事務部学務課
- (2) 研究評価専門委員会 医学・病院事務部経営戦略課
- (3) 運営等評価専門委員会 医学・病院事務部総務課

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、各評価専門委員会の運営に関し必要な事項は、各評価専門委員会が別に定める。

附 則 (平成21年医学部内規第1-1号)

- 1 この内規は、平成21年3月19日から施行する。
- 2 この内規施行の前日に任命されている第2条第2項の委員は、この内規により選考されたものとみなし、その任期は、第3条の規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部評価専門委員会細則(平成17年医学部細則第1-1号)は、廃止する。

附 則 (平成24年医学部内規第3-1号)

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年医学部内規第1-1号)

この内規は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年医学部内規第1-1号)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年医学部内規第3-1号)

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年医学部内規第1-2号)

この内規は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年医学部内規第1-1号)

この内規は、令和6年4月1日から施行する。